

令和6年第3回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和6年9月9日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 館 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 神野藤 浩 和	代表監査委員 甲野藤 健 一

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第48号から議案第69号並びに報告第2号から報告第3号）

議案第48号 令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第49号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関

する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 2 号 大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 5 3 号 令和 5 年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 4 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 5 号 令和 5 年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 6 号 令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 7 号 令和 5 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 8 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 9 号 令和 5 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6 0 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計決算認定について

議案第 6 1 号 令和 6 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 6 2 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 6 3 号 令和 6 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第 6 4 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 6 5 号 令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 6 6 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 6 7 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について

議案第 6 8 号 大玉村堆肥センターマニアスプレッダ購入に係る物品売買契約について

議案第 6 9 号 大玉村教育委員会委員の任命について

報告第 2 号 健全化判断比率の報告について

報告第 3 号 資金不足比率の報告について

提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。令和6年第3回9月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和6年第3回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 開議に先立ちまして、7月1日付職員の人事異動により、議会事務局職員に異動がありましたので、議会の運営に関する基準173の規定により、職員の紹介をいたします。

議会事務局職員について、事務局長より紹介させます。事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 議会関係の職員紹介。

○議長（押山義則） 事務局職員の紹介が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番鈴木康広君、10番須藤軍蔵君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和6年第3回9月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る9月5日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案等24件で、その内容は、専決処分1件、条例改正案件4件、決算認定案件8件、補正予算案件7件、物品売買契約案件1件、人事案件1件及び報告2件の、合わせて24件であります。

また、今期定例会の一般質問者は8名であります。

よって、会期につきましては、本日9月9日から20日までの12日間と決定をい

たしました。

また、審議日程につきましては、

本日 9日 本会議 行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、監査委員の決算審査報告、請願・陳情の委員会付託、委員会

9月10日 休会（議案調査のため）

9月11日 本会議 一般質問 6名

9月12日 本会議 一般質問 2名、令和5年度歳入歳出決算認定議案に対する総括質疑及び令和5年度歳入歳出決算認定議案の委員会付託

9月13日 委員会（付託事件の審査）

9月14日 休会

9月15日 休会

9月16日 休会

9月17日 委員会（付託事件の審査）

9月18日 委員会（付託事件の審査）

9月19日 委員会（付託事件の審査）

9月20日 本会議 議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、決算議会でありますので、代表監査委員に、本日9日及び12日の本会議に出席を求めています。

また、9月12日の総括質疑では、令和5年度歳入歳出決算認定議案についての質疑です。質疑は、原則として自ら所属する常任委員会の決算項目以外の質疑を内容とし、歳入歳出決算書及び執行成果報告書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう、ご協力くださいますようお願いを申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情書、議員派遣の件について及び議員派遣の結果報告についてであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

なお、今定例会は決算議会でもありますので、甲野藤健一代表監査委員に出席をいただいております。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第４、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第３回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

また、代表監査委員にご出席をいただいております。ご苦労さまでございます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきまして報告をさせていただきます。

今回の行政報告の皆さんのお手元のほうには、時間の都合で載っておりませんので、口頭でスマートインターの件に関して報告をさせていただきます。

本村において調査検討を進めてまいりました東北自動車道への（仮称）大玉スマートインターチェンジの整備について、このたび、その必要性が認められ、国が直轄調査を実施する準備段階調査箇所として採択され、９月６日に発表されました。

全国で今年は４か所で、東北・北海道では大玉のみでございます。ほかは全部大きな市でございますので、挨拶に行ったときに、国のほうの方のお話だと、小さな町村でこれだけのことをしっかりと進められたのは、職員の頑張り、大変評価をいただいておりますとともに、小さな町村の取組が一つのモデルケースになるというような評価をいただいた、大変ありがたい評価を受けたところでございます。

このたびの採択は、スマートインターチェンジの実現に向けた大きな一歩であり、これまでご尽力いただいた関係各位に心から感謝を申し上げます。

この内容以外の報告につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（押山義則） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第５、議案第４８号から議案第６９号並びに報告第２号から報告第３号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（牧野敏雄） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第６、村長より提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、まずは議案第４８号から議案第６０号までの説明をお願いします。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分１件、条例改正案４件、決算認定８件、補正予算案７件、物品売買契約案件１件、人事案件１件、報告２件、合

わせて２４件であります。

それでは、議案第４８号、令和６年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、国が定めた総合経済対策に対応した経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和６年７月３１日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書１ページをお開き願います。

補正予算第２号は、既定の予算の総額に９，８２８万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億９，１８０万６，０００円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

８ページをお開きください。

款３民生費、９，８２８万円を補正計上し、令和６年度の新たな非課税世帯及び均等割のみの世帯並びに税制上の定額減税がし切れない方を対象に、給付金の給付を行うものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

６ページをお開き願います。

款１５国庫支出金の総務費国庫補助金は、給付費に充当となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金９，８２８万円の補正計上であります。

以上、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第４９号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、第２条第３号及び同条第４号の対象事項と、職員の勤務時間、休暇等に関する規則における特別休暇の対象事項が重複した規定であるため、本条例から削除するものであります。

また、第２条第５号につきましては、前２号を削除したことによる号ずれを改正するものであります。

次に、議案第５０号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、本年１月１日に発生した能登半島地震により、被災地方公共団体へ派遣されて行う、国の職員が業務を行うことが想定しにくい避難所運営や被災家屋調査などの業務についても特殊勤務手当の支給対象とするよう人事院規則並びに県の同条例が一部改正されたことに伴い、本村の条例においても一部改正するものであります。

改正内容について申し上げます。

第３条につきましては、特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を追加し、従来の第４条を削り、同条別表で定めていた各手当の支給範囲、支給基準及び支給額を第４条から第７条にて新たに定め、第８条以降につきましては、条ずれを改正するもの

であります。

次に、議案第51号、大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和6年度税制改正による関連法案が令和6年4月19日に成立し、同年4月1日から施行されたことに伴い、福島県税特別措置条例の一部が改正され、大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の改正が必要となったことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容について申し上げます。

第2条は、固定資産税の不均一課税に関する規定について、適用期限を令和8年3月31日まで延長するものであります。

附則では、施行期日について定めるものであります。

次に、議案第52号、大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和5年に公布された番号法等一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から新規の被保険者証の交付が廃止されることに伴い、罰則規定の改正を行うものであります。

続きまして、令和5年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。

決算書のほうをお開きください。

水道事業会計を除く7会計における歳入決算総額は73億6,106万8,939円、歳出決算総額は68億6,067万2,206円となり、歳入歳出差引残額は5億39万6,733円となりました。

令和5年度の会計全般につきましては、去る8月19日から26日までの日程により監査委員に決算審査をお願いしたところでありまして、「決算及び財政健全化等審査意見書」と決算資料である「成果報告書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

それでは、議案第53号、令和5年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算書92ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

一般会計の歳入総額が53億5,020万5,299円、歳出総額が49億2,521万5,006円となり、翌年度に繰越すべき財源3,529万6,000円を差し引いた実質収支額は3億8,969万4,293円となりました。

これらを前年度と比較いたしますと、歳入で8.2%減、歳出で7.9%減、実質収支では17.4%減となりました。

財産に関しては94ページからの「財産に関する調書」に記載のとおりであります。地方債現在高の現況につきましては101ページからの調書のとおりであります。

また、これら事務事業の執行概要につきましては「成果報告書」に掲載のとおりで

あります。

なお、一般会計を主とした普通会計の決算状況で明らかとなる財政各指標につきましては、成果報告書に掲載のとおりであります。まず財政の弾力性を表す経常収支比率は87.7%（前年度84.5%）、財政力指数0.37（前年度0.36）、公債費比率6.5%（前年度7.7%）、実質公債費比率7.3%（前年度7.3%）という状況であり、このほか実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの財政健全化法に基づく指標も含め、いずれも基準内数値であり、その内容は審査意見書や報告書のとおりであります。

地方債は、5年度末現在高で35億4,264万円であります。このうち45.4%に当たる16億845万3,000円ほどが、国が地方財政の財源不足を補うため、普通交付税と一体となって発行を許可する特例債である臨時財政対策債であり、後年度に全額交付税措置されるものであります。

次に、議案第54号、134ページをお開きください。

令和5年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。
実質収支に関する調書であります。

歳入総額が9億116万677円、歳出総額が8億5,653万6,118円であり、実質収支額は4,462万4,559円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で2.8%増、歳出で2.4%増、実質収支で10.9%増となりました。

また、財産に関しては135ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、148ページをお開きください。

議案第55号、令和5年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額が867万7,930円、歳出総額が621万6,423円であり、実質収支額は246万1,507円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で21.2%増、歳出で44.2%の増、実質収支で13.6%減となりました。

また、財産に関しては150ページからの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第56号、158ページをお開きください。

令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この特別会計は、令和6年4月1日より地方公営企業会計へ移行したことから、令和6年3月31日をもって打切り決算を行い、歳入歳出差引残額は地方公営企業法が適用された農業集落排水事業会計に引き継いだものであります。

164ページをお開きください。

歳入総額が1億2,394万4,245円、歳出総額が1億1,739万

4, 869円であり、実質収支額は654万9, 376円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で17.7%減、歳出で21.4%減、実質収支402.0%増となりました。

財産に関しては166ページの調書のとおりであり、地方債の現在高の現況については168ページに記載のとおりであります。

また、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第57号、180ページをお開きください。

令和5年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

この会計は、基金による土地の取得と、財産収入での基金への戻入れといった定額運用の基金会計であるため、決算額が歳入歳出とも同額の7, 022万3, 288円となったものであります。

財産に関しては181ページの調書のとおりであります。これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第58号、210ページをお開きください。

令和5年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額が8億2, 240万3, 285円、歳出総額が8億322万1, 819円であり、実質収支額は1, 918万1, 466円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で2.7%増、歳出で4.3%増、実質収支で37.6%減となりました。

財産に関しては211ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行につきましては「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第59号、228ページをお開きください。

令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額が8, 445万4, 215円、歳出総額が8, 186万4, 683円であり、実質収支額は258万9, 532円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で4.6%増、歳出で5.1%増、実質収支で7.4%減となっており、事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第60号、230ページをお開きください。

令和5年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

予算第3条で定めた収益的収支の決算は、上段の水道事業収益で1億8, 108万4, 114円、下段の水道事業費用では1億4, 252万7, 410円となり、対前年度比は収益で1.6%の増、費用で2.0%の減となったものであります。

232ページをお開きください。

予算第4条で定めた資本的収支の決算は、上段の資本的収入8, 002万円、下段の資本的支出が1億5, 268万5, 114円となり、不足する額は、232ページ

下段に記載のとおり留保資金等で補填を行い、決算したものであります。

234ページをお開きください。

令和5年度の損益計算書であります。

給水収益などの営業収益で1億3,723万1,050円、維持管理などの営業費用で1億2,861万7,938円、受取利息などの営業外収益で2,970万2,539円、支払利息などの営業外費用で1,129万6,782円となり、これらの収支差引きにより2,701万3,869円の当年度純利益となりました。

235ページをお開き願います。

水道資産の状況を示した貸借対照表であります。

有形固定資産合計は17億3,960万3,948円、無形固定資産合計が80万143円、現金預金・未収金などの流動資産合計が3億2,971万7,643円であり、資産の部の合計は20億7,012万1,734円となるものであります。

236ページをお開き願います。

負債の部、固定負債の企業債は8億1,167万7,398円、未払金などの流動負債は7,147万3,348円、長期前受金などの繰延収益は4億6,695万8,322円、資本の部は記載のとおりでありまして、負債・資本合計は、資産の部の合計と同額となるものであります。

237ページをお開き願います。

剰余金計算書であります。

まず、利益剰余金の部では、減債基金積立金、建設改良積立金の合計は6,000万2,221円、当年度純利益2,701万3,869円を加えた当年度未処分利益剰余金は4,130万7,357円であります。

238ページをお開き願います。

資本剰余金の部は、受贈財産評価額、工事負担金、国県補助金、繰入金の合計となる翌年度繰越資本剰余金1,122万2,112円であり、下段は剰余金処分計算書であります。

239ページからは、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表附属調書として損益計算書、貸借対照表等の明細書であります。

250ページからは、給水の状況などをまとめた事業報告書であります。

以上、令和5年度における各会計の決算についてご説明を申し上げました。

○議長（押山義則） 議案第48号から議案第60号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員より決算審査についての報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（甲野藤健一） それでは、私のほうから、令和5年度の大玉村一般会計並びに特別会計の決算審査についてご報告申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和5年度大玉村一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和５年度大玉村一般会計歳入歳出決算
令和５年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和５年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算
令和５年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
令和５年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算
令和５年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算
令和５年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
以上が審査の対象であります。

第２ 審査の期間

令和６年８月１９日から８月２６日まで行いました。

第３ 審査の場所は、大玉村役場第１委員会室で行いました。

第４ 審査の方法

審査に当たっては、村長から送付された令和５年度一般会計及び特別会計（水道事業を除く。以下同じ。）歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下決算諸表という。）について、諸帳簿、証票類と照合し、さらには関係職員の説明を求め、決算計数の確認と予算が法令等に適合して適正かつ効率的に執行されているか、以下の項目について審査をいたしました。

以下の項目については、ご覧になっていただきたいと思います。

その中で、２ページをお開き願います。

歳出の関係の中で、特に重点的に行った点を申し上げますと、⑥補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか、この辺を重点的に行いました。

もう一点、財産、基金関係になりますけれども、④基金の運用状況に関する調書の計数は会計管理者及び各予算管理課保管の基金台帳、整理簿等と一致しているか、この辺についても間違いがないかきちっと審査するものであります。

第５ 審査の結果を申し上げます。

１ 審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びにその他政令で定める調書等の資料は、いずれも法令に準拠して作成され、一般会計歳入歳出決算書及び特別会計歳入歳出決算書とも、款、項、目、節などの計数も正確に記載されており、適正な執行がされたものと認める。

２ 財政健全化判断比率及び公営企業不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をしたが、適正に作成されており、基準をクリアしていた。

３ 基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されていた。

４ 行政財産及び普通財産については、適正に管理されていた。

第６ 審査の意見を申し上げます。

令和５年度普通会計決算状況を見ると、歳入総額５３億５，０２０万７，０００円のうち地方税１０億１，８１１万７，０００円、地方交付税１９億９，９３２万

9,000円であり、歳出総額49億2,521万7,000円のうち人件費10億8,710万9,000円、公債費4億2,223万2,000円、物件費6億2,084万9,000円であります。経常収支比率は87.7%で対前年度で3.2ポイント増加した。なお、実質公債費比率は7.3%である。

令和5年度予算執行に関する事務処理は、毎月実施している例月出納検査及び2月に実施した定期監査において審査し、決算審査においても個別事項の指導を行い、改善を求めた。なお、下記事項を付して決算審査の意見とする。

記。

1. 収入未済額は、村税が5,144万9,011円のうち現年分が954万5,807円、公営住宅使用料635万2,900円のうち現年分309万8,700円、国民健康保険税6,782万6,667円のうち現年分が998万6,294円、農業集落排水事業使用料は1,533万5,734円のうち現年分697万3,725円、介護保険料289万9,940円のうち現年分59万8,500円でありました。

公営住宅使用料等については、法手続等により収入未済額の解消の取り組みが現在進められております。引き続き、村税も併せて収入未済額の解消に努められたい。

2. 公共施設において、特に屋根、外壁が経年劣化している施設が多数ある。緊急を要する公共施設は早急に修繕されたい。

3. 近年、増加傾向にある空き家対策について取り組んでいただきたい。

以上、次、3ページ、審査の概要については、一般会計、特別会計、記載しておきましたので、ご覧になっていただきたいと思います。

7ページをお開き願いたいと思います。

7ページには、令和5年度一般会計の構成、執行状況が記載になっております。この辺をご覧になっていくと、昨年度の前年比率ですか、これが記載になっておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

この中で、村税についてが一番頭になりますけれども、この村税の中には、たばこ消費税も、全ての税金が入っております。伸び率が101.9ということで、この辺については、やはり経常収支比率が高いということは、収入が減ったということでもありますので、この辺が、今回のスマートインター絡みで法人税のアップにつながるような努力が必要かと思われま。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度大玉村水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象 令和5年度大玉村水道事業会計決算

審査の期間 令和6年8月19日から8月26日

審査の場所 大玉村役場

審査の手続 この決算審査に当たっては、管理者から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検討するため、会計帳

簿・証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果を申し上げます。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び同施行令、その他関係法令の定めるところにより整理されており、令和5年度末における事業会計の現金残高は預金残高と一致した。予算の執行状況についても関係法令に従い適正妥当なものと認められた。さらに、水道事業の経営成績及び財政状態も適正に表示しているものと認めた。

また、財産、物品等については、年度中の増減並びに年度末現在高が関係台帳及び書類と符合し適正であった。

第3 審査の意見を申し上げます。

流動資産における未収金は1,432万7,903円であります。過年度分の未収金の解消に努められたい。

また、建設改良積立金の増額についても検討されたい。

第4 決算の概要を申し上げます。

計画給水人口1万人に対する給水人口は8,647人となり、令和4年度に比し水道利用者の異動により11人の減、普及率86.4%となっている。

配水量は89万5,387立方で前年度に比べ1万8,149立方(2.0%)減少している。また、有収水量(水道量)は82万5,476立方で前年度に比べ2万1,484立方(2.7%)増加している。

経営面について見ると、水道事業収益に対する水道事業費用は83.8%となった。給水収益に占める企業債償還額(元金利子7,730万8,872円)は、57.6%である。給水収益1億3,433万250円は前年度比で0.2%の増、企業債償還額(元金6,761万2,627円)が対前年度比較4.9%の増となっている。

以下については、ご覧になっていただきたいと思います。

12ページをお開き願います。

令和5年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以下、ご覧になっていただきたいと思います。

13ページです。お開きになってください。

令和5年度大玉村水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以下、ご覧になってください。

14 ページ。

令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

以上、申し上げました令和5年度の決算監査について、申し上げましたとおりであります。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 決算審査の報告が終わりました。

引き続き、村長より議案第61号から報告第3号までの提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） それでは、引き続きましてご説明を申し上げます。

議案第61号から議案第67号、令和6年度各会計補正予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第61号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、前年度決算による繰越金や地方交付税等の確定額を主な財源として、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書により説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算第3号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,047万8,000円を追加し、予算の総額を50億3,228万4,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、4ページに掲載の第2表のとおり、地方債の補正であります。

次に、議案第62号、55ページをお開きください。

令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,962万3,000円を追加し、予算の総額を8億4,363万円とするものであります。

次に、議案第63号、63ページをお開き願います。

令和6年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ146万1,000円を追加し、予算の総額を579万7,000円とするものであります。

次に、議案第64号、71ページをお開きください。

令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、前年度決算の確定による各費目の調整のための編成を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,122万8,000円を追加し、予算の総額を8億8,591万2,000円とするものであります。

次に、議案第65号、91ページをお開きください。

令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定等に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ276万9,000円を追加し、予算の総額を8,825万1,000円とするものであります。

次に、議案第66号、99ページをお開きください。

令和6年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的収入の水道事業収益に112万5,000円、収益的支出の水道事業費用に9万6,000円を補正計上するものであります。

補正予算第3条は、予算第4条に定めた資本的収入に1,440万円、100ページ上段の資本的支出に1,606万7,000円を補正計上し、不足する財源は内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

補正予算第4条は、企業債の補正であります。

次に、議案第67号、105ページをお開きください。

令和6年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の農業集落排水事業費用に114万2,000円を補正計上するものであります。

続きまして、議案第68号、大玉村堆肥センターマニアスプレッド購入に係る物品売買契約について申し上げます。

本案は、堆肥センターマニアスプレッド購入について、8月29日に4者による見積り合わせを実施し、その結果、ヤンマーアグリジャパン株式会社本宮支店が790万4,160円で落札し、同日付で物品売買仮契約を締結したものであります。

物品概要は、デリカ社製自走式マニアスプレッド1台で、附属品としてユニックを取り付けるもので、納期については令和6年12月20日を予定しております。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号、大玉村教育委員会委員の任命について申し上げます。

本案は、現職であります、大玉村大山字上ノ台74番地、高島由美子氏が本年10月19日をもって任期満了となることから、新たに大玉村大山字後川1番地、柳沼順子氏を人格、見識ともに最適任者であることを認め、大玉村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当委員の任期につきましては、令和6年10月20日から令和10年10月19日までの4年間であります。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告について、報告第3号、資金不足比率の報告については、資料をご覧ください。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第61号から議案第67号、令和6年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、議案第61号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について、歳出からご説明申し上げます。

補正予算書の16ページをお開き願います。

款1議会費は、65万8,000円の補正計上であります。

款2総務費は、総額2億9,013万9,000円の補正計上であります。

18ページをお開き願います。

主な事業として、中段の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、公用車2台を更新するための経費750万円を含め、合わせて895万円の補正計上であります。

下段の企画費の事項①企画事務に要する経費は、あだたら南住宅団地と仲ノ内住宅団地の調整池環境整備委託料450万円を含め、合わせて741万9,000円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

事項⑤定住促進対策に要する経費は、大山字田池地内の10区画に係る定住促進住宅団地造成事業補助金500万円の補正計上であります。

事項⑥地方創生の推進に要する経費は、県内企業に就職する東京圏在住・在学の大学生を対象とした地方就職学生支援事業補助金4万円の補正計上であります。

基金費は、繰越金の確定による剰余金処分として、財政調整基金積立金2億5,000万円の補正計上であります。

下段の国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、昨年度と同額となるマチュピチュサンタプロジェクト負担金50万円を含め、合わせて100万円の補正計上であります。

事項②台湾交流事業に要する経費は、中学2年生を対象とした「友好の翼」募集団

員数３４名に対し、参加希望数が４４名となったことを受けた必要経費の増額分と、２回目の開催を計画する「村民の翼」実施事業経費を合わせ、３９１万７，０００円の補正計上であります。

２２ページをお開き願います。

下段からの款３民生費は、総額１，６３２万円の補正計上であります。

主な事業として、障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費では、１８負担金、補助及び交付金において、人工内耳を装着する障がい者及び障がい児を対象とした人工内耳用音声信号処理装置等購入補助金１４万円を補正計上しております。

２４ページをお開き願います。

下段の児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育所人件費に係る不足見込額等、子どものための教育・保育給付費補助金６８０万２，０００円を含め、合わせて８４６万３，０００円の補正計上であります。

２６ページをお開き願います。

下段からの款４衛生費は、総額６，５８７万２，０００円の補正計上であります。

主な事業として、保健衛生総務費の事項②保健衛生共回事務に要する経費は、健康増進計画等実態調査業務委託料４００万円の補正計上であります。

事項⑤検診事業に要する経費は、受診率が上昇した集団検診や対象年齢の見直しを行ったＰＥＴがん検診の経費を含めた各種検診業務委託料１，３００万円など、合わせて１，３７８万８，０００円の補正計上であります。

２８ページをお開き願います。

事項⑥検診事業以外の保健事業に要する経費は、県補助事業を活用し、働き盛り世代の生活習慣病の予防、改善を図るための先駆的民間プログラム活用事業委託料１１０万円を含め、合わせて１３７万１，０００円の補正計上であります。

予防費の事項③予防接種に要する経費は、本年度より定期接種となる高齢者の新型コロナワクチン接種経費等の予防接種委託料３，３７８万５，０００円を含め、合わせて３，９４４万７，０００円の補正計上であります。

３０ページをお開き願います。

下段からの款６農林水産業費は、総額３，５８２万３，０００円の補正計上であります。

３２ページをお開き願います。

主な事業として、中段の農業振興費の事項⑥地域おこし協力隊（農業分野）に要する経費は、１２月に着任予定の地域おこし協力隊１名分の経費として、１５３万円の補正計上であります。

３４ページをお開き願います。

地域農政推進対策費の事項④地域魅力向上・発信支援事業に要する経費は、国庫補助等１０分の１０を活用し、本村の魅力を広く発信するための経費として、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト委託料１，６９６万円の補正計上であります。

畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、堆肥発酵棟の屋根やシャッターの修繕に要する施設修繕料 6 2 2 万 5, 0 0 0 円を含め、合わせて 7 2 6 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

3 6 ページをお開き願います。

款 7 商工費は、総額 5 6 1 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

主な事業として、中段の観光費の事項①観光の振興に要する経費は、ふれあい広場にぎわい創出事業補助金 2 0 0 万円など、合わせて 5 3 3 万 9, 0 0 0 円の補正計上であります。

下段からの款 8 土木費は、総額 5, 6 5 3 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

3 8 ページをお開き願います。

主な事業として、道路維持費の事項①道路維持に要する経費は、除雪委託料 1, 0 0 0 万円や道路等維持補修工事費 3, 0 0 0 万円など、合わせて 4, 3 4 0 万円の補正計上であります。

橋梁維持費の橋梁の維持管理に要する経費は、根崎橋長寿命化設計業務委託料 1, 2 0 0 万円の補正計上であります。

4 0 ページをお開き願います。

中段の款 9 消防費は、6 6 2 万 4, 0 0 0 円の補正計上であります。

主な事業として、消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、第 4 分団 1 方部消防屯所の新築に要する経費など、合わせて 6 6 1 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

下段からの款 1 0 教育費は、総額 4, 9 9 9 万 2, 0 0 0 円の補正計上であります。

4 2 ページをお開き願います。

主な事業として、下段の事務局費の事項⑬小中学校雪上体育体験に要する経費は、スキー教室開催経費 5 4 2 万 1, 0 0 0 円の補正計上であります。

以下、4 8 ページ上段にかけての小学校費、中学校費、幼稚園費は、消耗品費、電気料、施設修繕料などの管理運営経費に係る補正計上であります。

4 8 ページをお開き願います。

下段の文化財保護費の文化財保護に要する経費は、馬場ザクラ後継樹の植栽に係る土壌改良等業務委託料 5 0 万円など、合わせて 6 3 万 2, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 1 2 公債費の長期債元金償還に要する経費は、3 万 3, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 1 4 予備費は、今後の未確定要素への対応も含め、調整財源として 1, 2 8 6 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8 ページをお開き願います。

款 1 村税の個人村民税は、定額減税に伴う減収分として 4, 0 0 0 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

款 10 地方特例交付金は、住宅ローン減税に係る減収補填分 126 万 9,000 円、定額減税に係る減収補填分で 4,000 万 3,000 円の補正計上であります。

款 11 地方交付税は、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト委託料に充当となる震災復興特別交付税交付金 848 万円と、交付額の確定による普通交付税交付金 2 億 6,823 万 9,000 円の補正計上であります。

款 15 国庫支出金の民生費国庫負担金は、22 万 8,000 円の補正計上であります。

総務費国庫補助金は、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト委託料に充当となる福島再生加速化交付金 848 万円、衛生費国庫補助金は、新型コロナ定期接種ワクチン確保助成事業費 1,826 万円の補正計上であります。

土木費国庫補助金は、交通安全対策補助事業費 204 万円の減額計上であります。

10 ページをお開き願います。

款 16 県支出金の民生費県負担金は、11 万 4,000 円の補正計上であります。

総務費県補助金は 65 万 5,000 円、衛生費県補助金は 186 万 6,000 円、農林水産業費県補助金は 22 万 4,000 円と、いずれも補正計上し、教育費県補助金は 132 万 3,000 円、総務費委託金は 2,000 円の減額計上であります。

款 19 繰入金の介護保険特別会計繰入金は、前年度における介護保険特別会計の決算による精算戻入れ 710 万 3,000 円の補正計上であります。

12 ページをお開き願います。

財政調整基金繰入金は 8,000 万円、減債基金繰入金も 2,400 万円を、いずれも取崩しを減額計上するものであります。

ふるさと応援基金繰入金は、中学 2 年生を対象とした未来への翼派遣経費に充当となる基金取崩しで、205 万円の補正計上であります。

款 20 繰越金は、前年度繰越金として 3 億 969 万 4,000 円の補正計上であります。

款 21 諸収入の民生費受託事業収入は 154 万 8,000 円、農業費受託事業収入は 9,000 円の減額計上であります。

雑入は、323 万 8,000 円の補正計上であります。

款 22 村債の土木債は、1,240 万円の補正計上であります。

14 ページをお開き願います。

消防債は、第 4 分団 1 方部消防屯所の新築経費等に充当となる緊急防災・減災事業債 660 万円、臨時財政対策債は、普通交付税の確定に伴い発行可能額が確定したため、50 万円の補正計上であります。

なお、臨時財政対策債は、地方の財源不足を補うため普通交付税と併せて発行が認められる一般財源であり、後年度の交付税算定の中で返済額全額が交付税措置されるものであります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 62 号、令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、

歳出よりご説明を申し上げます。

60ページをお開き願います。

款6 国民健康保険財政調整基金積立金は、2,500万円の補正計上であります。

款9 予備費は、財源を調整し1,462万3,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

58ページをお開き願います。

款6 繰越金は、前年度決算の確定により3,962万3,000円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第63号、令和6年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

68ページをお開き願います。

款1 総務費の一般管理費は、管理運営基金積立金100万円の補正計上であります。

款3 予備費は、財源を調整し46万1,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

66ページをお開き願います。

款2 繰越金は、前年度決算の確定により146万1,000円の補正計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第64号、令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

82ページをお開き願います。

款1 総務費の一般管理費は、3万4,000円の補正計上であります。

款2 保険給付費と86ページにかけての款4 地域支援事業費につきましては、財源調整であります。

88ページをお開き願います。

款7 諸支出金の償還金は、令和5年度介護給付費等の精算に伴う返還金226万6,000円の補正計上であります。

一般会計繰出金は、前年度決算の確定に伴う繰出金710万4,000円の補正計上であります。

予備費は、財源を調整し4,160万8,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

74ページをお開き願います。

款1 介護保険料は、特別徴収保険料で4万6,000円、普通徴収保険料で4,000円の補正計上であります。

款3 国庫支出金は、介護給付費負担金で58万2,000円の増額、財政調整交付金で935万7,000円の減額計上であります。

76ページをお開き願います。

地域支援事業交付金 8 万 3, 0 0 0 円、保険者機能強化推進交付金 5 0 万 7, 0 0 0 円、市町村介護保険保険者努力支援交付金 1 0 6 万 4, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 4 支払基金交付金は、介護給付費交付金 3, 4 2 7 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 5 県支出金の介護給費負担金は、7 6 3 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

7 8 ページをお開き願います。

中段の地域支援事業交付金は、4 万 1, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 7 繰入金の地域支援事業繰入金は 4 万 2, 0 0 0 円、その他一般会計繰入金は 3 万 4, 0 0 0 円、低所得者保険料軽減事業繰入金は 2 1 万 4, 0 0 0 円の補正計上であります。

介護保険基金繰入金は、基金取崩しで 3 1 2 万 2, 0 0 0 円の減額計上であります。

款 8 繰越金は、前年度決算の確定により 1, 9 1 8 万円の補正計上であります。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第 6 5 号、令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について。それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

9 6 ページをお開き願います。

款 1 総務費の一般管理費は、1 8 万 1, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 5 予備費は、調整財源として 2 5 8 万 8, 0 0 0 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

9 4 ページをお開き願います。

款 5 繰越金は、前年度決算の確定により 2 5 8 万 8, 0 0 0 円、款 6 諸収入の雑入は 1 8 万 1, 0 0 0 円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第 6 6 号、あらかじめ 1 0 1 ページをお開き願います。

令和 6 年度大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1 0 1 ページにつきましては、予算実施計画書であります。後ほどご覧ください。

1 0 2 ページをお開き願います。

補正予算の明細書であります。

まず、収益的収入の項 1 営業収益は、受託工事収益で 1 1 2 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

収益的支出の項 1 営業費用は、総係費で 9 万 6, 0 0 0 円の補正計上であります。

次に、中段からの資本的収入の項 4 企業債は、1, 4 4 0 万円の補正計上であります。

下段の資本的支出の項 1 建設費は、拡張整備費で 1, 4 4 0 万円、固定資産購入費で 1 4 0 万円の補正計上であります。

項 2 企業債償還金は、2 6 万 7, 0 0 0 円の補正計上であります。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 67 号についてご説明を申し上げます。

107 ページを事前にお開き願います。

令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

お開きの 107 ページにつきましては、予算の実施計画書でございます。

108 ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項 1 営業費用は、処理場費で 80 万円、総係費で 34 万 2,000 円の補正計上であります。

以上、大玉村農業集落排水事業会計補正予算についてご説明を申し上げました。

以上のとおり、令和 6 年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

6 月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、請願第 3 号の 1 件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、請願第 3 号を総務文教常任委員会に付託をいたします。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前 11 時 21 分）